

琉球大学学術リポジトリ

男女平等推進への自立と意識の概要：
国連が提唱している平和の文化に関する行動計画の
実践のために

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-09-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 新垣, 進, Arakaki, Susumu メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/1797

研究ノート

男女平等推進への自立と意識の概要

— 国連が提唱している平和の文化に関する行動計画の実践のために —

新垣 進

目次

- 一、日本における男女平等の進捗状況
- 二、女性の高学歴化と社会進出と意識変化
- 三、女性がどこまで権利等を主張できるか
- 四、女性などの権利主張による男性たちの意識変化
- 五、国家・社会における男女平等の推進
- 六、家族生活における男女平等の実践
- 七、平和の文化をきざす事業の実践について

一、日本における男女平等の進捗状況

男女平等の進捗度といえば、一般に女性が管理職や専門職などのエリート階層に占める割合を意味し、その割合が進捗状況の具体的な数値表現として重要である。しかし、本稿の目的が国連の人権委員会等での日本の到達度の統計数値を扱うことでないから、数値の扱いをしかるべき報告書に任せて、表題にある男女平等の基本条件としての各人の経済的・精神的な自立と、平等をめぐる日本社会の風潮と個人の意識を中心に論及する。

日本における男女平等は、敗戦後の民主化の鎗矢であった新憲法によって基本的な制度としての枠組みが作られて、それを受けた民法その他の法改正と新規立法などで相当程度が具体的に拡大され、法的手段でがほぼ仕上がっている」と把握される向きもあった。ところが、「女性差別撤廃条約」が一九七九年（以下一九を省略）に国連総会で採択された頃から、進歩的家族法研究者等による家族法や国籍法などに残っていた女性差別規定の総点検が始まり、国籍法の父系主義が両系主義へ改められたものの、夫婦別姓などを中心とする家族法の改正が国会の保守議員等によって阻止されたままになったことで、むしろ女性の差別撤廃を求める運動等の火へ油を注ぐ結果になっていくように思われる。例えば、この法改正が実現するまで婚姻届けを出さないカップルの増加、非嫡出子相続差別への違憲訴訟、離婚後などの女性のみに課された立法目的上の必要度を逸脱した待婚期間規定への違憲訴訟、内縁子の戸籍記載の差別への賠償請求訴訟などから、女性従業員の企業内の昇進差別に伴う損失補償要求の労働法上の「住友電工裁判」等へと、女性等の差別是正要求が燃え上がったように思われる。いずれの訴訟でも最高裁において勝訴すまでに至っていないが、提訴した側に理がある傾向から、内縁子を含む非嫡出子だけを差別しないように、嫡出子までも長男・長女などをやめて「子」とだけ表示する自治体での運用が一般化してくるし、女性への昇進差

別がやりにくくなっていく。それら以外の問題でも不合理な差別を是正するための法改正が要請され続けるであろう。ドメスティックバイオレンスや児童への虐待など、従来なら家庭内の治外法権でもあるかのように、警察からさえ見過ごされてきた事柄も、児童虐待防止法⁶が制定されたり、夫や恋人などからの暴力に警察も積極的取組を要請され打ち出すことになった。ストーカー行為やセクシャルハラスメント（以下「セクハラ」と略する）の被害も目にあまるようになって、警察も裁判所も適切な対応を迫られてきている。ところで家族間のセクハラや侮辱罪が他人間と同様に扱われるであろうか？ 虐待でない限り子どもが自殺したくなるほどのセクハラや侮辱や名誉毀損を受けても、家族間で刑事事件の告訴や損害賠償の訴求もほとんどなく被害者が泣き寝入りさせられるし、被害者の告発や告訴を公訴提起の要件としない傷害や暴力行為までが表面化しにくく、家族間のセクハラや侮辱罪がまるで家庭内を治外法権的に責任追及されず罷り通ってしまうように思われる。しかし、気がおけないはずの家族の間までも、他人と接する場合なみに、「セクハラや侮辱罪にならないよう一言一句に気を遣わねばならない」ことは要請されないであろう。そうすると、家族間では他人に対する場合よりも気楽に名誉毀損のことを言ってしまうても、「御免なさい」と言うか言わないか臨機応変で大らかな事態收拾が許されるようであり、減免された犯罪構成要件が適用されそうである。このような場合に、家族間の会話のやり取りだから許されるのか？ それとも名誉毀損や侮辱の相手が女性と子どもだから問題にされない歴史的な慣行になってしまっているのか？ 分析した上で、遠慮のいらぬ家族同士で許される限度を超えて、女性と子どもへの不合理な差別になる部分については、九三年に国連総会が採択した「女性に対する暴力の撤廃に関する条約」の心理的暴力に抵触する。

家族間の気安さのせいで許される範囲のセクハラや侮辱であっても、紳士や淑女らしい教養のもち主なら口にしてない言葉という範疇もありうるであろうし、デリケートな性格の家族に対してなら控えるべき範囲もあるはずであ

り、「親しき家族の中にも礼儀あり」というデリケートな規範が人類社会で一般化してゆき、家族間でも名実ともに敬愛し合う文化が成立すれば、女性も子どもも人格を尊重される家族間の民主化が実現して、家族間の粗野な発言の罪悪さが明確化してゆくとと思われる。後述する平和の文化はそのような状態を目指しているであろう。

親密な間柄の表現として侮辱的意味のニツクネームで呼びあう慣習がわが国の地域社会に残っていたりする。そのような社会なら家族間の呼称や会話が一段と無神経な人権侵害になりかねない。このような地域社会の気がおけない人権無感覚な会話や侮辱的ニツクネームは多数の住民から支持されていた。しかし、例えば沖縄県のある地域で、「幼かった頃」の意味で「(幼女の)性器を出しっ放しであつた頃」といった方言は、さすがに露出症的な卑猥さが過ぎたために使われなくなった。昔の単調な生活の連続の中で退屈しのぎのために侮辱的なニツクネームなどを好んで用いたように思われるが、人権の意識や感覚が高まってくるにつれて、無神経さの過ぎた表現から順に淘汰されてきているように思われる。今後とも一層、弱い立場にあつた女性や子どもを蔑視した表現が消えていくものと思われる。日本人の感覚では問題にならない言葉でも、国際化の進展の中で外国人にとって容認できない表現も少なくないであろうし、知事も首相でも無神経な外国人差別用語を使い続けるなら、その本人たちだけでなく要職に選出した国民の教養が疑われるであろう。昔なら言葉など気にせず胸襟を開いて表現できる方が大物政治家的な英雄の条件でもあつたように思われるが、女性蔑視語を使い続けるような人権不感症は世論やマスコミが見逃さなくなってきたし、女子大生へしたセクハラまでご愛敬といわんばかりの知事も辞任に追い込まれる昨今の情勢から、所作や言動に人権的な気配りのできない人物が要職を占める時代は過ぎ去りつつあるし、この時代から早く転換できないと、日本人の人権感覚を含む民主主義の土壌の欠落を露呈し続けることになる。

家族法の研究として家族間の会話の仕方まで問題にするのは、些細過ぎると批判されるであろうが、以下述べる

とおり筆者にとつて些細だと思えない。すなわち、日本人の人権侵害的な対話は家庭に限らず、職場・学校・スポーツクラブ・地域社会などで、より優位な立場の人間から劣位の者へ、イジメを含む心ない罵声が浴びせられたりして、若者の退職・退学や不登校等の大きな原因になっていると思えるからである。確かに昔に比べれば、現代の若者は親からも叱られなくなり、叱られ慣れない人格形成の脆弱さとして、むしろ感謝して聴き入れるべき適切な説教にさえ耐えきれなくなっていたり、いわゆる「切れやすい」若者が増えていくせいでもあり、かつて目上の人からどんなに過剰な叱られ方をしたときでも、口答えはおろか事情釈明や言い訳さえも許されなかつた世代の者にとつては、今日の事態が若者の甘えにしか映らないであらう。今後一人っ子時代へ進んでいって、祖父母や兄弟から叱られる経験もしにくくなるし、親までが説教する時間も自信もなくなっていくと、あまりにも切れやすい欠陥人間が増え続ける問題への予防策も研究すべきであるが、弱い立場の人格を尊重しな過ぎる粗雑な無神経人間が自然淘汰されるような風潮への環境の変革も重要だと考える。この変革は家庭から学校へと子どもの人格形成過程の順に点検して、適切に叱つたり怒つたりできる親が養成されるような学校と社会の仕組みを構築し、人格否定の行動にしかエネルギーの発散口を見いだせないイジメグループを生む不幸な学校環境も改革せねばならないであらう。イジメは最近の学校現場だけの特異現象のようにとらえられがちかと思われるが、昔から今日まで日本の職場等の社会的悪弊として、支配者的な立場の上司からだけでなく、妬みや昇進競争を出し抜くための同輩からのイジメもある。国内で特異な横社会地域といわれる沖縄に生まれ育つた筆者にとつて、縦社会といわれる日本一般が、出世競争で有利になるために、上司へのゴマすり合戦、人事に影響力のありそうな上司を親分とする派閥づくり、その派閥まで動員したイジメ、生き馬の目を抜くほどのスパシッコさのない純朴人間がグズ・ノロマとして落ちこぼれさせられる傾向だと思われる。このような弱肉強食的な競争社会日本が危機に遭つて、路線変更を求められて

いるのが今日の状況ではないだろうか？なぜ競争をするのか？イジメる気になれない穏やかな人生は考えられないのか？女性や子どもなどの弱者へも思い遣れる精神的余裕を目指せないものなのか？諸外国に比べて日本がどの程度に悪いかかわからないが、日本は褒められる状況になさそうである。優しいはずの日本人が弱者への慈悲の念をもてないのか？哲学者や宗教者にその状況と原因分析を教えて欲しいところである。

二、女性の高学歴化と社会進出と意識変化

「女の子は短大ぐらい出ておればいい」とか、経済的余裕のある家庭で四年制大学へ女の子を進学させる場合でも、「就職など目指さず花嫁修業に相応しい女子大、または男女共学の大学でも文学部あたりでいい」などと、「女の子は家庭人らしい素養のあるアクセサリ的な大学歴でいい」といった日本の家庭の古風な傾向は、減りつつあるとはいっても、まだまだなくなっていない。「治安や風紀の悪い大都市へ女の子を大学進学のために一人で送りだすのが不安だ」という父母の声の方がより強くなってゆき、「女の子は地元の大学あれば女子大や短大でなくてもいい」というように変わっていくようだが、「男子学生とも対等に出世競争ができるような大都市の一流大学などを目指すのはもつてのほかだ」と、やはり女性差別の風潮が残っている。その証拠に、女子大学や女学生向きの短期大学の中の相当数が残存してゆけるほどの国民的な支持もある。

女性も男女共学の四年制大学を卒業すると、理論と経験上の男女平等意識が強まるし、たとえ女子大や短大を卒業しても男性に伍して就職すると、学習や訓練さえ同等に積めば男子にひけをとらないはずだという自信がつくであろう。ところが女性の相当部分が結婚や出産を機にやむをえないと思って退職してゆくと、定年まで勤めるつも

りの女性までが足を引っ張られて、全女性従業員が腰かけのな就職者と決めつけられ、重要な職務とそのため
の修を男性従業員だけにまわし、女性従業員には一般事務とお茶くみなどしかさせなかつたりする。そのような処遇
を女性差別だと告発して、男女雇用機会均等法も制定されると、男子と同一労働を引き受ける総合職の女性従業員
なら男性と同等に待遇されることになったが、男性なみの転勤や超勤に応じられる女性はそれほど多くないから、
結局、女性従業員は一般事務職より総合職の方が結婚や出産を機に退職する割合を増やしてしまう。この原因に夫
をはじめとする家族の無理解や非協力もあろうが、最大の原因としては、企業本位の社会である日本の男性従業員
が働かされ過ぎていて、とくに結婚している女性総合職が同等の勤務条件で働けない状況にある点である。したがっ
て、その解決策は、家族の理解や協力よりも、男性総合職の勤務条件を女性の一般職なみに引き下げ、諸外国から
の削減要請を受けた日本人の年間労働時間を政府目標の一八〇〇時間も達成し、さらにドイツなみの一五〇〇時間
を目指すことである。そうなつてゆけば今日の超氷河期と呼ばれる就職難も改善する展望が開ける。

結婚や出産を機に退職する女性従業員の多かつた時代までは、少数派の退職しようとする女性も職場の上司な
どからイジメられる例が多かつた。例えば子どもの病気のために年休行使をする際も皮肉を言われて、権利として
の年休のため退職に追い込まれそうになつた。年功序列賃金体系のもとで、男性より昇進の遅い女性でも長く勤め
ればそれなりに高給取りになつてゆくから、いわゆる適齢期を過ぎても結婚しない女性従業員も「オールドミス」
としてイジメられ、今日の厳しくなつた基準からは十分セクハラになるようなイジメも多かつたはずである。

小学校教員採用にあつて、公的機関の人事としては男性応募者が優先されている。理由は女性教師が勤めやす
いために多くなり、体育等の重い用具運びに適した男性教師もある程度確保したいといつたことらしい。女性教師
自身が重い用具運びをしなくていいと考えているなら、そのような意識自体に問題もありそうだが、いずれにせよ

一定割合の男子教師が教育現場にいた方がいいという配慮も必要であろうから、その特殊事情のための多少の男性優遇はやむをえないかもしれない。しかし、「単身赴任も会社人事部の思いどおりにやれる」とか、「超勤もどんどんさせられるから男性従業員が多い方がいい」という発想は許されない。なぜなら女性が結婚をして出産するという役割は、民間企業も含む社会連帯の支援を要する重要課題であり、少子化による将来の労働不足を懸念している経営者なら理解しているべき問題だからである。そこに母性として女性労働者保護をしてきた立法趣旨もある。そうであれば、「女性が単身赴任や長時間の超勤がなかなかできないから、昇進要員から女性をはずして、研修も割り当てない」という処遇も間違っているし、研修や重要任務の経歴の違いを女性のせいにして差別するのも不合理である。むしろ、女性が子を産む役目を果たすために男性従業員に後れてしまう分まで埋めあわせる逆差別が必要だと思う。せっかく女性が社会進出をして男性従業員との境遇の違いを認識させられるのだから、職場で差別される不合理性を見抜いて異議申し立てすべきであり、すでに多数の女性運動のリーダーたちがこれらの事態の分析と評価を社会に訴えているから、出産や育児の休暇を機にそれを学んで女性連帯の運動の輪を広げるべきであろう。平和の文化をきざぐユネスコ提唱の運動は、将来の子孫のため状況をよりよく推進する目的からも、現在の不合理な差別を受けている弱者が立ち上がることを要請している。「自分自身が犠牲を我慢すればいい」という発想は、将来において同様な立場におかれかねない後輩たちに対する怠慢として非難されることになる。昔に比べて現在の女性の地位が良くなっているという恩恵は、憲法や法律や政府などのお上のお陰というよりも、人権の保障される民主政治を目指して政府に弾圧されかねない闘いをした先人や、日本の封建的な因習と闘ってきた女性運動家に感謝すべきであるから、その恩恵をもっと大きく成長させて次世代へ引き継ぐ責務があると自覚すべきであろう。

「女性が体力の面で男性に劣る」ということは一般的な真理であつても、その理由で差別するためには、「就労

適正配置上の調整がつかず業務に支障をきたすほど女性が劣っているのか」、詳細な検討が必要である。¹⁰ 神が男女に与えた体力の差は、差別させるために与えられているものと考えられない。神がそのような意地悪をするとも思えないから、むしろ男女を共生させるため活用されるべき能力や素質の特性としての貴重な摂理であると思う。幼児や障害者のような弱者なども人類社会で不可欠な存在として重宝がられてきているはずであるから……。

三、女性がどこまで権利等を主張できるか

高学歴の女性が結婚相手として敬遠された事態もあるとすれば、おそらくそれなりの権利の意識と主張の強さのせいだけであって、意識や主張の内容が正しくないと確信されていることでもないところか、むしろ気楽な生き方を望む男性にとって太刀打ちしにくいほど正論であると推察された上の処遇である。だとすれば古来の慣習に従って気楽に生きたい男性よりも一般的に理が女性にあるはずである。「権利主張や自己主張をする女性は可愛くない」という評価は、このような男性から浴びせられたものである。大和撫子と呼ばれてきた日本女性のお手本は、自己主張をしない従順な女性であり、夫に盲従するほど主体的判断力に欠ける女性でない場合でも、表面的に服従をよそおって夫の機嫌を損ねない仕方であつて、夫が外観だけで威張らしてもらつていない場合も多い。そうなるテクニクをそなえた妻の方が実権を握つていて、夫が外観だけで威張らして貰つていない場合も多い。そうなるアメリカ男性が外観だけレイファーストで財布を妻に渡さず実権を握るのと、どちらが女性にとつていいのか？ わかりにくくなる。アメリカの夫が妻のおかれてきている弱い立場を前提にクリスチャンらしく慈しむ点を評価すべきだし、同じく弱い立場におかれてきた典型的な日本の妻は、夫を外観上威張らせ、気持ちよく家族のために稼がせて、

豊かさを共有する処世術を身につけ、名を捨てて実を取る捨て身のしたたかな生き方を伝承したのである。

日本の高学歴の現代女性ならば、経済的にも男性と対等に自立できる能力と機会があるから、生きてゆくために夫に服従する必要もなくなり、夫や上司などの不合理な要求にまで屈服するのは理性ある自尊心が許さず、自己主張もせざるをえないのであろう。それに比べ妻が夫への不合理な屈服と引き替えに豊かさを共有を目指していたのなら、物乞い的な乞食根性と言われ、無責任な三食昼寝付き主婦業就職者と酷評を受ける存在になってしまう。

従順な大和撫子を妻に迎える日本男性は、外国の男性から羨ましがられたといわれているが、従順なだけの妻をもつ夫が幸福といえるだろうか？ かりに夫に服従するしかないほど主体的な判断力を欠く妻と結婚するとして、判断力がなくてもあきないほど可愛い若妻を夫が教育し成長させて満足できるといふなら、妻の選び方の一つとして他人がとやかく批判すべきでないだろうが、妻を教育する時間的余裕のある有産階級にしかできない選択のように思える。判断できないため服従する妻でいいだろうか？ 家事一切までも差配できる暇な日本男性が少なくなっているから、妻にも家事と子どもの教育を任せられるだけの判断力が期待されるであろうし、複雑化して家事や教育に高度の判断力が必要になった現代の妻にとつて、核家族化によつて夫以外の相談相手がいなくなり、育児だけでもノイローゼになる状況であり、判断力なしで主婦の役目が勤まる時代でなくなっている。夫婦の対話においても夫の考えを理解できない妻でいいであろうか？ 夫が一方的に命令した事柄を妻にどれだけ理解されて実行されるか不安であるなら、夫が妻にしっかりと処理して欲しい命令内容の理解度を確認するだろうし、妻が誤解していそうな点を念入りに指示するであろう。夫にとつての妻は、人生設計と家庭運営方針の策定に共同参画できる知性や見識なしでは勤まらなくなっているように思われる。妻が可愛だけでいいという時代も過ぎつつあるのであろう。そうだとすると大和撫子の従順なだけで足りず、完璧でありえない夫の非を正すだけの判断力が求められるが、夫の面

子を潰す攻撃的な批判よりも、夫が非を認めて是正しやすくなる究極の聡明な要領が現時点の得策かとも思われる。夫婦が対等に生き方などを議論し、より適切な方向を模索して、お互いに納得できる選択をしてはじめて心の通った協力もできるわけであり、夫から命じられるだけの妻に責任感ある取り組みを期待できない。いかに完璧に近い夫であっても妻を奴隷のように扱う資格はなく、奴隷のような受け身だけの妻なら、どんなに美人でもあきるはずだし、夫妻としての心の通じあつた愛情を満喫したいなら、夫婦の対等な対話能力が欠かせないはずである。どんなにひどい目にあつても服従している妻は、理想的な大和撫子だと思われかねないが、子が独立して夫に退職金でも入つて財産分与をもらえるときに離婚しようと考えて耐えているだけだったり、舅や姑の身勝手さに服従する嫁の場合も、舅や姑から実権が移つた後に復習的イジメをやり返すことになつたりする。どんな名門の家柄としての伝統があつても、嫁や子などの新参者の発言を封じて犠牲にする家庭の流儀では、外観だけの平和が保つていても、家族間で権利主張を含む議論ができる民主的な関係をきずかないと、家族全員の幸福な共生につながらない。

由緒正しい家柄のしきたりも、誇り高き名家の伝統だというだけで強制的に従わせる価値のあるはずがなく、従わせる価値があるのなら各家族へ納得させられるはずだし、有無を言わずに押しつけるだけであれば、せっかくの価値も理解されずに魂を抜かして形だけ伝承される因習になつてしまひ、納得しない者には従いにくくなる。歴史的に価値があつた習慣でも、その成り立つていた時代と条件が変化すれば価値の減少や消滅もあるし、価値観の異なる家族の出現によつて支持されなくなる局面もある。家風などに支持を得るための家族への説得は遠慮なく試みていいが、説得への家族の質疑や議論も当然に認められるべきであり、家風というだけで無批判に甘受させられるべきでない。平和な共生を追求すべき新世紀は、家族でも価値観の画一化を強制せず、多様性の是認も前提になつてくる。例えば、「せっかかく名家に嫁いでくるからには妻が夫の氏を称すべきだ」というのでなく、「婚姻が男女間

の自由な合意だけで成立すべき」憲法二四条の建前から、夫婦の氏が同姓か別姓かの選択で男女の意見が合わず婚姻が成立しないなら仕方がないが、別姓選択で合意した男女が男の親兄弟の同姓強要によって婚姻できない事態があつてはならない。たとえ夫婦別姓選択制が立法化されても、男とその親兄弟の同姓強要の圧力に抗して女が別姓の主張を貫くのも容易でなく、立法上の原則も別姓となつて女性が選択するのを当然視される時代になり、同姓を強要したら嫁の来手がないほどまで女性の自己主張が一般化しないと、夫婦別姓をめぐる真の男女平等は達成されない。本節の「女性がどこまで権利主張できるか?」という課題は、個々の女性にとつての抑圧や犠牲をはね返す問題でもあるが、「権利主張する女性が異端視されて社会的に抑圧される」事態の完全消滅まで女性連帯の運動を發展させ、女性が男性と対等に自己主張をしても当然視される諸条件確保も目標である。前述の「女性が結婚しても出産しても退職しないと雇主や上司などからイジメられた」事態へも抵抗し、男女の定年の年齢差別でも裁判闘争^⑩までして、女性の平等権の發展に貢献していた歴史をみても、憲法九七条の趣旨として、「憲法が保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果として、過去幾多の試練に堪えて現在と将来の国民に永久・不可侵の権利として信託された」とうたつておりだし、そこに憲法一二条が「憲法が保障する自由や権利を保持するための不断の努力」を国民に要請する意義がある。憲法の保障する女性の平等権などの人権については、憲法制定時から実質的に内容を維持・發展させるための闘争が始まつて、五〇年を過ぎた今日でも国民生活の中に定着・拡大させる課題が山積している状況であり、とくに女性自身の権利の意識と主張と運動の昂揚が要請される。男性が女性のために一肌脱いで優位にあつた既得権の一部を譲るといふより、男性も滅私奉公的企業戦士の負担を軽くしていく点でより大きな利益を得て、男性自身の幸福のために男女参画社会を追求せねばならない。したがつて、男女平等の推進による男女参画社会の実現は、差別加害者として男性を敵とする女性側だけの運動といふより

も、男女差別の性別役割分担を前提として男性労働者に過重労働が課せられる企業本位社会への男女共同の闘争である。すなわちこの闘いは、主として男性の過労死予防・単身赴任拒否・長時間過密労働からの解放によって、人間的な幸福を追求できる条件整備であり、それによつて家庭を守り、子どもを見守る余裕も作り、妻を家事や育児の負担における犠牲から解放していく運動なのである。この課題に正面から反対できない時代になっているにもかかわらず、男女役割分担の慣習から国民の意識を転換させる事業は容易なことではなさそうである。

四、女性などの権利主張による男性たちの意識変化

大人しく可愛い嫁さんを目指した大和撫子的な箱入り娘像に比べれば、現代までの一般的な女性の変化は凄まじい限りであつて、洋髪・洋装・男装化傾向・男言葉・女性解放運動・政治運動・公娼廃止運動・性別役割分担是正要求・男女共学校志向・男性なみの就職等の社会進出、自転車乗りから自動車運転まで、数えきれないほど多数ある。これらの中には、男女共学・女性参政権・公娼廃止・家庭科男女共学のように、それぞれの時期の法律や制度が決定的に裏付けた事柄もあるし、洋髪や洋装のように鹿鳴館のトップレディなどのファッションが社会的偏見への露払いをしてくれたり、男性労働力の不足が女性に就職の余地を拡張した例もある。いずれにしても一般の女性と違った変革を初期に試みた実践は、世間から異端視・蔑視・白眼視を受け、嫁に行きにくくなると脅され、ときには村八分的な抑圧に耐えなければならなかつたはずであり、感謝されていい女性の闘いだつたと思う。

筆者が気にしている問題としては、現在でも多くの学校の校則が女生徒に寒い冬でもスカート着用を強制する習俗である。全女性がスカートを最も好むならまだしも、風邪を引いても例外が許されない不合理さは見直され

るべき対象だと思う。思い遣りのある人であれば、スカート強制に伴う苦痛を理解できるであろう。

筆者も娘たちの男言葉に違和感をもったものだが、同世代の他の女生徒たちも皆同じだと言いつつ、慣れた。女の子が必要に迫られれば敬語も早々と慣れた例を多数みてきた経験もあって、わが子だけがひどくなければ、就職や結婚に支障もないだろうと安心してしまっている。世間も女の子の男言葉に初めのうち眉をひそめた後に慣らされてきていると思われ。ところで、なぜ女の子だけに優しい言葉づかいを要求してきたのか？その要請が差別でないのか？優しい言葉が気配りできる人間性を表しているにしても、差別的な強要には問題がある。もっとも、女性が男言葉を使うのは、権利主張に当たらないが、禁ずるわけにいかない自由であろう。意識的にやるなら自己主張でもあって、優しさの代わりに男性と対等の議論もしたいという意思表示をしている場合がある。こんな女性を妻や嫁に迎えたくない男性もいるはずであるが、逆にそんな男性や舅の家に嫁ぎたくないという自己主張をする女性がいていいはずである。今後は自己主張できる知恵と気力のある女性の方が歓迎されていくと思われるし、女性のもつる知性や理性や感性をどのように表現するかも個性の総合力の発揮となって、従来の画一的な大和撫子像をまねて猫を被ったりもしていた女性群から多様に分化するだろう。単一民族などと画一化志向のため多様性になじみにくい日本社会では、一般人とかけ離れた奇抜な趣味の女性への風当たりが強いために、平均的な嗜好に擦り寄りながら大冒険をしない程度にとどめがちになり、さらに主体性のない者が个性的で奇抜な人をイジめる多数派に組みしていく。個性を発揮する能力の弱い人間として謙虚に他人の奇抜さを鑑賞し吟味する余裕もないままに、寄らば大樹の陰とばかりに画一的多数派に属するだけで少数派への虚勢でイジめる人もいる。このような風潮の日本は、必要に迫られて国際化を口先では提唱しても、在日外国人を受け入れる寛容さに欠けるように思えてならない。とくにアジア・アフリカ系の外国人に対して、偏狭な国粹主義者でない日本人までもが教養豊かな国

際人として振る舞えない事態も少なくない。せめてそれを自分の欠点として自覚する謙虚さでもあれば改善へ進むのに、少数派に対して威張り癖のあるような狭量な者が国際的教養人になる余地は少ない。思考や行動の様式が外国人的になる若い女性などへの偏見をもつ日本人には、国内範囲の教養人でもなくなるおそれがあるから、いろいろな面で多様性をもつ少数派グループが自己主張をぶつけて、奇抜さに腰を抜かさないうようになるまで慣れさせたい。このように従来からの弱者である女性などの少数派は、各人の自由や権利を弁護して充実させるためにも、権利主張等を大いにすべきであるし、それが偏狭な保守主義者を訓練する教育的効果も發揮することになる。

昔から日本には「男子厨房に入らず」という家事嫌いの男性を擁護する格言的な言葉があって、この禁を破る男性はゴキブリ亭主と呼ばれて軽蔑の対象になり、夫に家事を分担させるような妻も恥だとされてきた。ところが、現在では調理などの家事の苦手な夫でも、性別役割分担が法思想として許されなくなっていることを知っているはずだから、社会環境でも妻が夫に家事労働の分担を要求しやすくなっている。しかし、現実には妻が夫にそれほど家事の分担を求めている理由は何だろうか？ パート就労を含む多数派の主婦達は、夫が苛酷な労働条件のもとで稼いで来るだけで賁務を十分に果たしているともみているらしい。妻もフルタイムの共働きをしている場合に、妻の方が職場からの帰宅も遅かったりするとき夫も家事を分担せざるをえなかったりして、夫がある程度の分担する例は増えてくるが、一般に夫は妻よりも長時間の過密の労働をしている場合が多いから、分担の割合が少ない。ところで、夫が先に定年で暇になっても家事分担の割合をそれほど増やさないのはなぜか？ 夫婦の性別役割分担の意識と習慣に漫然と従っている傾向も大きい。夫が家事を試みてこなかったため下手過ぎて、妻も安心して分担させられない実情が考えられる。そこで辛抱強く夫の家事能力を高めるように実践させ続ける妻もいるが、多数の妻は夫の生活者としての自立能力を育てないままにしている。筆者がそのような一般的な妻の姿勢を推察すると、「夫が

家事のできないままに妻へ依存させ、夫から離婚を要求しにくいように拘束しておいて、妻も夫の定年後の年金と一緒に使える状態を確保したい」のではないだろうか？そうではなくて、もし、妻にとつて夫が同居に耐えられないほど煩わしい存在なら、妻は夫に退職一時金が入る時点で財産分与を受ける離婚をして、その後の年金受給権の配分や承継を諦めるのであろう。とくに妻から定年時の離婚を請求されそうな夫は、生活者としての自立の訓練をせねばならないが、妻からあきらまれる夫の方が頑固な保守主義者であるために、家事の練習を試みる気がまったくない場合が多く、離婚された後に再婚相手にも恵まれにくい頑固者として困惑するであろう。

そうなると、夫に家事をさせるよう仕向ける妻の方が親切だということになる。将来も夫婦が老親介護や単身赴任で別居をせざるをえない事態も増えるであろうし、たとえ妻が夫の定年後に離婚する意思はなくても、共稼ぎで家事も一手引き受けを続ける妻が過労死するおそれもあり、妻が死別して夫だけで未成年子を養育せねばならないときはなおさらのこと、ヤモメ暮らしに陥いたら困るのが男の方であり、やはり夫に生活者として自立力をつけさせた方がいい。家事がまったくない男性は、結婚や再婚の相手を獲得しにくいだけ、誰とでも結婚できればいいと選択の余裕を失うほど窮状に陥ってしまう。だから性別役割分担の是正は男性のためにもなるわけである。

政治その他の重要な決定に女性を参加させない慣行は、一見男性に有利だと思われるが、それだけ女性に決定参加者として実施結果に責任を負う覚悟が得られない点でも、女性の立場からの建設的意見が欠けるだけ不十分な情報と検討に基づく決定に終りかねない側面でも、男性の利益にもなりそうにない。君主や戸主等の権力者が決定して実施に移せるのも便利に思えるが、専制によつて過つた決定に陥らないようにする歯止めと仕組みがないし、決定参加者同士なりの責任を分担する覚悟での協力関係もない。そこに失敗の原因が潜んでいて、迅速に決定と執行ができる便益も失敗に終わる大きな危険性に比べれば、権力者のためにもならないことになる。民主主義的手法

は、利害関係者を納得させるために手間暇をかけねばならないが、納得した人達の心からの協力が得られる点で費やした手間暇以上の成果につながる。古来の東洋の政治の思想と手法は徳の高い有能な権力者に一任するやり方であったが、権力者に徳や才能が欠けている場合に悲惨な結末であったことは説明も要らないと思う。例えば、国会の衆議院の小選挙区制導入が重要事項の迅速な決定と執行のためであった点で、民主主義の建前に相反する。国民が主権者としての責務を果たせるほどの判断力もなく、必要な情報が十分に提供されなくても支障を感じないような政治選択しかできないノンポリが多いから、政権党にだけの思いどおりの政治が罷り通ってしまう。

政治の話まで脱線したが、社会の基本単位である家庭などの問題は、昔から血縁中心の構成員間の気安さと信頼関係から家父長的存在の人に運営主導権を任せてきたが、その集団の共通目標と利害関係が比較的単純なだけに、複雑な論理展開なしに家族間の素朴な対話で十分扱えるから、むしろ民主主義の学校として実践と成果がわかりやすく、誰にもでる有意義な体験として試みるべきである。例えば女性の権利主張も風当たりが強い場合に萎縮して手控えるのでなく、なおさら執拗に続ける勇氣でもって女性同士を励まし合い、女性解放の歴史がそうであったように、ついには男性の意識を変えて必要な法制度改革の成果までも獲得できるはずである。このように論述する筆者は傍観者を決め込むつもりかと思われ、論理的な理解者になれる男性はいても、主導的な運動の担い手になるほど急迫した問題意識をもつ男性の存在は期待しにくいから、女性の一人びとりが権利の意識と主張を高めて、運動の隊列に参加していくことと、ときには甘える男性の論理を打破する行動力も要請される。

五、国家・社会における男女平等の推進

国連総会は、九七年一月二〇日に西暦二〇〇〇年を「平和の文化国際年」とする決議を採択して、翌九八年一月一〇日に、二〇〇一年から二〇一〇年を「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際一〇年」とすることを決議して、全世界で趣旨に賛同する人々の参加を募集する期間にもなっている。さらに九九九年九月一三日国連決議の「平和の文化に関する宣言」と、同時採択決議の「平和の文化に関する行動計画」によると、これに賛同して参加する人々は、所属するあらゆる社会での人権尊重を内実とする民主化を实践せねばならないから、国際社会から国家・地方自治体・地域・学校・家庭に至るまで正義を基調とする関係構築を目指し、男女平等のためにも総体的でしかも個別具体的な取り組みが要請されている。そうなると男女平等の法制度や思想的な後ろ楯も完成しつつあるわけで、今後は人類一人びとりがどれだけ熱心に参加して運動の輪を広げてゆけるかという課題になる。それでもまず最初にとりかかるべき実践的な課題は、平和の文化の意義を理解して教宣できる人材を天文学的数字で増やしてゆくことだろうが、教宣のため講演できるほどの専門家の養成だけでなく、むしろ各種の差別や犠牲を強いられそうになる日常生活の局面で、平和の文化の思想を主張して抵抗できる無名の大衆が地球的規模で簇出することである。従来の弱者であった女性と子どもまでが平和の文化に基づいて差別や犠牲を甘受しなくなれば、加害者になりがちな男性中心の大人たちが恥ずかしくなつて、平和の創造にも努力せざるをえなくなるであろう。というように筆者が気楽に夢を描いてみても、昔から残る女性の差別や犠牲は頑強な因習として社会と人間の意識にへばりついている。例えば男女の就職・職場配置・研修機会・昇進・給与等の処遇上の差別は、仕方がないと甘受する多数派の女性、「三食昼寝つき水久就職」と呼ばれた結婚退職の志向者、そうでなくても女性の究極の幸せと

思つて結婚と子育てのため職業を犠牲にせざるをえないと考える層もかなりいるために、企業は「ほとんどの女性が腰掛け的に就職している」と思い込んで対処してきただけだったりして、その是正を求め際の第一の敵が多数派の女性だった時代もあった。また、「同一労働同一賃金」の原則を形式平等的に女性へもあてはめると、夫が家事労働を等しく分担してくれても、企業戦士なみの勤務を要請される総合職に女性が就き続けると犠牲が大き過ぎて、一般事務職よりも早期退職する女性が多くなるような、構造的問題も同時並行的に解消していかなばならない。これらの状況が次第に良い方向へ進みつつあるとはいつても、団結することで待遇改善を展望できる本格的労働運動がだいぶ少なくなり、勤労者各人の待遇改善は減私奉公的企業戦士ぶりの厳しい昇進競争に期待をかけるしなくなつてきた状況下で、女性だけでなく全男性従業員も団結して出世競争から離脱し、人材派遣の就労者も共同戦線に結集しないと、企業本位社会の減私奉公的な昇進競争システムは解消させてゆけない。現在の超氷河期的な就職難、年功序列から業績主義給与体系への転換、パートや人材派遣従業員への切り替えと中堅以上の従業員のリストラによる終身雇傭や重役昇進の期待への裏切り、などの企業の日本型雇傭慣行の廃棄によつて、勤労者の雇傭の条件や環境が悪化してゆく状況での団結する闘いは一層困難になりつつあるという、特殊日本的な難問題も立ちふさがる。しかし、日本人ほどの高学歴の知性と理性をもつてすれば、複雑な社会状況も分析・総合して的確な把握ができないはずはないし、各自のおかれている社会的環境での適切な対処策も導き出せるはずである。ということで、今後の青少年にとつての勉学の課題は、一流コースへのエスカレーターに乗れば生涯が安泰だと安易に信じず、一流大学などの卒業証書を形式的に取得すればこと足りるとも考えずに、各自が直面していく課題を洞察して的確な情報を選択・収集し、その課題の構成要素を分析・総合するなどして、適切に判断ができる主体的な思索能力を養成することである。

たとえ高学歴者であっても、権力者や上司の判断に依存しきって主体的思索ができない人であれば、男女を問わず支配者の命令や指図に服従するに適しただけの存在であり、権力者からの受け売りの言葉などを無批判に目下や部下へ伝達し、当人と同様に受容させようと強要する悪弊をもつたりする。このような人間が被支配者に適するよう歴史的に仕込まれた伝統の強い日本に多い。そのような人間に比べて洞察力や思索力の優れた後輩は、遠慮なく批判や反論をすべきであり、狂信的相手なために平穩な議論を試みても骨が折れるなら、聞き流しておくしかなさそうだが、どうせ受容要求へ暗黙の了解をしていたと後日の責任追及を受けそうなら、明確な受容拒否と最小限の理由説明をしておいた方がいい。もし恒常的な交際が避けられず見過ごせない相手なら、理解されるような表現に工夫しつつ自身の見解を表示しておくべきだろう。女性などの従来弱者の後ろ楯になる条約や法律が完備されたから、それらを根拠に反論すれば相手が「まったく聞いたこともない」と議論の枠外に排斥できないはずである。

このような民主化への環境条件は、国際社会から家庭等の最小単位の社会に至るまでとこのいつつあるわけで、各人が差別などの犠牲の強要へ抵抗する意味でも、さらに後輩や子孫へよりよい社会環境を承継させる観点でも、封建制などと闘った昔の先人のお陰で民主化の歴史の恩恵に十分に浴している現在、闘争に使える武器なども承継させてもらっている現代人だから、恵まれた条件を活用しない消極的な生き方は怠慢と評されても仕方がない。

六、家族生活における男女平等の実践

「わたしの家庭は伝統的な性別役割分担のままどうもいっているのに、どうして夫まで家事を分担させなければいけないの?」と、夫だけでなく妻からもそのような疑問が提示される状況は日本でもまだまだ続きそうである。

このような意識傾向にわが国の家庭の民主化の難しさがあるように思える。「支配者的であっても夫が妻子のことを十分に思い遣って責任を果たしているから、批判されることないじゃないの?」、というふうな家族関係のあり方の選択の自由を主張している側面もある。家庭内の暴力や虐待のような罪を犯さない限り他人や国家から家庭のあり方に非難や干渉を受ける筋合いでない。ところがどれだけ偉い夫でも、思いどおり命令して家族の自己決定権を剥奪する権利はない。夫が常に最善を選択できる能力をもつと思つて、家族の事柄にまで命令し尽くすのは余計なお節介であつて、たとえ幼児に対しても判断材料不足を補充する情報提供をした上での意見表明権保障義務(註)（子どもの権利条約一二条等）があり、家族の自己決定能力の養成と発揮を阻害してはならない。賢い親なら「せつかに最善と思つ結論を子どもに押しつけるのでなく、子どもの判断を温かく見守るように」という思想である。

「たとえ子どもが不適切な選択をしてしまつて、失敗に終わる結末になつても、取り返しのつかない悲惨な事態が予想されないのなら、本物の知恵は失敗によつて確実に体得される」と考へるほどの大らかさで見守ることさえも要請されている。親が養成させなかつたための判断力不足を子どもの生涯にわたつて補いつける責任はとれないから、家父長的な親の子どもへの支配と干渉はむしろ無責任な対応である。その意味で、それなりの判断力のあるはずの妻の自己決定権までも奪うのは罪悪である。ところが妻自身で家事を機械的に引き受けるしか選択肢がないと思つて、妻が家事だけを一手引き受けさせて欲しいという要望を夫に了承させたのなら、家族間の契約の自由として国家も干渉できそうにない。

「日本の大和撫子的な専業主婦は、家庭の民主化のために立ち上がつて、関白亭主との闘争を始めるように」要求することに筆者もためらいを感じる。優し過ぎて夫を関白亭主のままにしている方が性に合つている主婦も多いようだし、夫を家事のできないように慣らした責任も感じて、夫の不器用な家事分担ぶりなど想像もしたくない主

婦がある。夫婦間の諸事情から家事分担の仕方有多様に取決めることが自由だとしても、封建的な性別役割分担の因習に従っているだけの主婦は、その継続が息子に対しても将来の嫁さがしを困難にするほどの悪影響を及ぼすことを自覚すべきだし、関白亭主が単身赴任等で独り暮らしを余儀なくされる事態にそなえる意味ではよくないと認識せねばならない。専業主婦が家事の一手引き受けが褒められることでないと自覚すれば、たとえそれを続けるをえないにしても、それが正しいかのような主張や頑固な自己弁護をしなくなつて、女性同士と男性への悪い影響を減らしていけるし、さらに其の優しさもあれば関白亭主に生活自立力がつくように協力してゆくであろう。

「夫婦間の実質的な力関係は、他人から外観だけで正確な把握ができない。夫が家庭内で甘やかしてもらおうかいないほど幼稚であれば、夫がどれだけ亭主関白ぶつても、しよせんは女房というお釈迦さま的存在の手のひらの中で遊ばしてもらつてゐる」ような場合もありうるという話は筆者もわかる。そのような関係になりやすいほど夫の実年齢が若過ぎる場合でなくても、このような例は日本の家庭に多数存在してきたらしい。夫に比べて賢い妻であれば、名を捨ててた以上に関白亭主から実が取れていたり、甘えている関白的亭主も妻なしで生きてゆけないと内心で絶大な敬意を払つていたりして、妻もこのような夫の甘えを許して関白亭主ぶらせていたりする。外観上の不平等な夫婦関係も、子孫への悪影響もなく、夫婦が了解し合つてゐるなら、そのままではよさそうであるが、ややもすると夫の関白取りの歯止めがきかなくなつて、妻を虐待とか不貞行為等で裏切るといった事態も起こりうる。やはり妻の苦勞も理解できないほどまで夫を甘やかすと、駄目人間にしがちなのであろう。夫婦の外面的な不平等の關係を選択する自由も、甘やかされる方がしようもない駄目人間にならない程度に留める歯止めは要るらしい。

少子・高齢者社会が一層進行するであろう将来の日本では、労働力不足を補うために女性から元気な高齢者まで就労せざるをえなつていって、夫が関白亭主的な甘えを続けさせてもらえない環境条件がなくなるかと思われる。そ

うなつたときに生活自立力がないため自滅するしかない閑白なんて、英雄気取りさせてやったことがあだになるわけであり、こういう時代になる前に他界できる閑白亭主の方が幸福であろう。本物の愛情が決して甘やかすことではないという真理は、「かわいい子には旅をさせよ」とか「獅子の子落とし」の諺のとおり、昔から言い尽くされてきたはずであるから、これ以上の説明を要しないであろう。とくに新世紀の社会における人生が長く残っている青少年男子を旧来どおりに甘やかしてはならない。

家族間の男女差別は、戸主制度廃止後も「祭祀承継が男子にしかできないから女子より大事にする」思想に基づいていて、祭祀承継をする男子なら養子でも親の遺産相続で女子より優先する慣習になったりしてきたから、祭祀承継が女の子にもできる方向への発想や諸条件の転換が必要である。すでに「老親の扶養や介護においては息子よりも娘が頼りになる」という実績が認識されつつあるのに、他家への嫁入りで氏も変わるはずの娘は親の祭祀承継者になる資格がない（民法七六九条と八一七条の趣旨から類推されている）として、遺産の多くが祭祀承継の付録的な扱いで娘に相続されないことになりがちである。少なくとも実の娘は氏が異なっても親の祭祀承継ができるように法改正する必要があるし、もし親の位牌を嫁ぎ先へもっていくのは夫の側に気がねしてできないのなら、娘も息子も非難されずに位牌を寺社等へ預けられる慣習が形成されるまで議論を試みればよい。一昔前に比べれば娘より息子を大事に育てる習慣は弱くなりつつあるが、一人子時代へ進んでいく中で、全家庭に男の祭祀承継者を確保するのが不可能になってくる事態に対応して、祭祀承継の問題でも夫婦別姓の必要性が増してきている。

家庭生活における男女平等すなわち民主化の推進のためには、家庭運営の決定過程参画・遂行任務分担・成果利益配分請求・結果責任分担での共生が保障されて欲しい。しかし、夫婦を含む家族間に企画構想・任務や責任の分担の能力に格差があつて、形式的に平等な処理が適正だとは限らず、まず納得させる討論を保障し、任務とリスク

分担の責任に応じて成果利益を配分されるべきであろう、という実質的平等主義からすると、とくに夫婦間の企画構想能力や責任分担力が対等になるように努力し合うことが望ましい。その意味で専業主婦としての責任負担の資力などが夫と対等にならないと、夫婦平等を基調とする家庭の民主化は実現しにくい。大和撫子的な妻が夫におんぶに抱っこされるような甘え方では、発言も責任も利益分配も平等になれない。端的に言えば、遠慮なく意見が言えるためには、夫の理不尽な反対で決定的対立になれば離婚も選べるほどまで、妻が経済的自立力をそなえなければならぬ。もしかしたら夫が経済力のない妻を完全に平等に扱ってくれるほど慈悲深い例もありそうだが、夫のお慈悲にすぎる生き方が家父長的存在からのお恵を押し頂く関係であつて、夫が心変わりしないようにご機嫌をとりつつける従属的な妻に終る可能性が強い。妻が夫にいくらでも甘えさせてもらえるほど可愛がられているのも対等関係ではなく、もしそれで夫と対等だと思ひ込んでいる妻がいたら、幼稚な甘ちゃんだと評価されるであろう。

男女平等による家庭民主化には、夫などの男性が慣習的甘えから厳しく生活態度を改めねばならないと同時に、妻も気楽に夫への依存した生き方に甘んじてはならないという意識改革が要請されるし、子どもたちは精神的にも経済的にも自立できる人間形成を目指す自覚的な姿勢が必要であり、家族の誰一人として甘えばなしの生き方が許されない。それが家族間で誰も犠牲にせず相互の平和な文化構築の事業につながり、各自が所属する場で自分を厳しく律してゆく取組をすれば、地域や国家から国際間へと平和の文化をきずいてゆく大事業へ展開できるであろう。

七、平和の文化をきずく事業の実践について

聖人だけの社会でない現世において人間同士の紛争はなくならない現象らしい。例えば誰かの落ち度から損害を

及ぼされる度ごとに被害者へ泣き寝入りを強いて、周辺の人達も「触らぬ神に祟りなし」とばかりに無関心を決めこむとしたら、紛争が表面化しにくい環境ではあっても、このように被害者が抑圧されたまま放置される事態は真の平和でないと認識されるようになった。すなわち人権侵害された者など放置しない正義を基調とする民主社会でないといふ平和と呼べず、紛争の火種なはずの犠牲や被害を覆い隠そうとする日本の「喧嘩両成敗」や「和の精神」も、権力者のご都合主義的な支配領域の外面的安定化目的の被害者無視の対応に過ぎない。このような表面的な「和の精神」を尊ぶ伝統の残る社会での平和の構築は、一段と難事業になるものと推察される。

平和の文化は、被害者が我慢せずに権利救済を要求して、紛争の火種に気づいた者も見過ごさずに表面化すべきだということであるから、問題は紛争をどのような解決の仕方にすればいいかである。「平和と非暴力の文化」をめざす国際的運動への参加を呼びかける国連のユネスコの「わたしの平和宣言」(MANIFESTO 2000)は、どんな形の暴力も認めないので、物理的・心理的・経済的・社会的な暴力による復讐では解決できないという認識のもとに、かつてのインド独立運動を指導したガンジーのような徹底した非暴力主義によつて、誰からでも共感の得られるような寛容の精神で根気強く実態を訴え続けて国際世論の支持を得つつ、紛争の当事者間でも相互の立場の相違を理解し合える努力から始め、双方が納得するまで粘り強い対話を試みて、理性に叶った解決を追求するのである。このような紛争解決のための交渉の過程で、理不尽な主張を固執すると誰からみても恥ずべき悪あがきである実態が明白になっていくし、正当な主張に激怒して威圧しようとする態度も場違いな抵抗であることも明瞭になって、正論に追いつめられて逃れようとする醜態も周囲の良識が許さないであろう。例えば、インターネットで瞬時に情報を流せる現代的条件を活用し、国際世論に訴え続けて支持を得て、対人地雷徹廃条約成立へのアメリカの妨害が克服されたという。これは将来の紛争解決方法に大きな展望をもたせた絶好の例であると思う。

昨今のわが国に横行して自殺者を出すのもお構いなしの悪徳商法は、信用を維持向上させて顧客に支持された流儀で繁盛させようと努めた昔の商人気質とは逆に、目先の利益だけを追求して誇大広告で顧客を騙し続け、商売が続けられないほどの悪評と責任追及におかつたら、食い逃げ的な倒産や廃業で幕引をする。それほどひどくなくとも、恥も外聞もなく強引に顧客として引つ張り込む商法は、人間の尊厳を欠く点で平和の文化に反し、紳士や淑女のやることでない。それらが法律にそのものずばりに禁止されていない新しい手口を次々と編み出して、これが最高の知恵袋とばかりに大威張りで商売をしている。このような狼知恵的な商法は、平和の文化に反する恥ずべき行状として警鐘を鳴らす市民の情報ネットワークで周知徹底させ、二度と横行しないようにするとともに、経営者と従業員たちに個人責任を取らせる裁判によつて一層の被害者の救済が図れるよう、市民も裁判所等の紛争処理機関も対応すべきである。このような任務を放棄する裁判官を世論が許さないように、市民による監視も必要であろう。もし裁判官が多忙過ぎて丁寧な審理や判決書きができないほどなら、市民本位の司法改革運動を展開する必要がある。悪辣な拝金主義的商法が小学生からみても恥ずかしくて続けられないほど平和の文化を普及し、被害予防のための市民情報ネットワークを広げてゆくべきであろう。健全な文化の重畳性が市民に再認識されるために……。

平和の文化の個人的実践は、人間としての誇りを失わず、信頼に応えるような誠実な生き方を心がけるだけでなく、それでも全知全能でない人間には、他人に迷惑をかけたことも避けられず、そこで問われるのも被害を十分に償おうとする誠実さであつて、他人を害しないよう努力する気配りと優しさを發揮する以外に得策がない。その意味でも、平和の文化に生きることには、高学歴も要ららないし、資産家である必要もないし、社会経験も豊富でなくてもいい。要するに誠実ささえそなえておれば、人間が誰でも実践できて、この実践の結果が必ず最良の成果を生んでいくから、人間の最良の生き方を追求し続ける指針として誰からでも確信されるだろう。

このように平和の文化に沿った行動は、個々の人間だけでなく世界規模の大きな平和を目指す割りに、大衆の平凡な日常生活での至極あたりまえの自然な振舞であつて、過重な負担を伴わされるような特別な責務でない。といふわけで、平和の文化の運動の意義さえ理解すれば、誰でも簡単に参加できて、あらゆる人間関係が信頼できる方向へ好転させ、一人一人の小さな参加の成果が目に見える形で大きな平和へとつながつてゆけば、悪さを企んだり詐欺的手段で不当な利益をせしめようとする不逞な輩が目立つほど少数派になつて、平和の文化の浸透する中で孤立して悪徳を続けられなくなるはずである。今日の日本のように「人を見たら悪人だと思つた方が正解」と思えるほどの人間不信に陥りそうな傾向のもとで、平和の文化を広めていく事業の意義と成果が大きいものと思われる。東大元総長の茅誠司氏が超エリート集団の卒業式で「小さな親切運動」を提唱したのは、出世も名譽も約束されたような秀才たちにも、恩着せがましくない「親切」を、気張らず、構えず、さりげなくできる優しさを要請したかつたのであろうし、平和の文化構築の運動への参加呼びかけも同様な心情や発想で訴えていきたいものである。

当世の学生や生徒の間で真面目な生き方が軽蔑されイジメられたりするらしいが、だからといつて仲間同士が裏切り合うようないい加減な対応では付き合い続けられず、むしろ相互の誠意が支える秩序の恩恵を受けているわけだから、不真面目な無秩序の方が望ましいかのような論理は成り立たない。平和の文化の恩恵をひねくれた性格の人間にもゆきわたらせて、受験競争の大勝者でも素直に真面目な生き方を選ばない者が落伍している新聞記事を学ばせるといい。平和の文化を素直に試みる人が最良の生き方の追求者として着実に評価されることも教えてゝ。筆者は日本社会を良くする観点から平和の文化をきざずく運動の活用の有用性を説いたつもりだが、その活用できる対象を列挙すれば、おそらく人間関係の全般にわたつて際限がないであろう。最後に本稿の主題である男女平等の推進を中心に平和の文化が浸透される意義に論及して、人類の福祉への展望へ結びつける方向を目指したい。

日本の平均的な男性像を推察すると、企業戦士として長時間の過密労働をさせられる結果、気力も体力も消耗しきって家事・育児・子女教育の役割を担う余裕を失っている。日本男性の多数派は、それらの任務の価値や意義を軽視した上で妻に押しつけ、一人の手に負えない妻の育児ノイローゼや児童虐待を伴ったりして、家庭を崩壊させる悲劇も起こす。夫として家庭の幸福に責任を負うべき観点でも大切だが、過重労働を当然視して甘受する考え方にも、家事や子女教育の価値を軽視してきた点にも、再検討して発想を転換すべき課題があると思われる。ここでは家事や子女教育の分担の問題にしほって論及する。いくら疲れた夫でも、子どもの将来がどうでもいいと思わないだろうし、育児でも子女教育の任務にでも携わってみたら、子のためにつき合っただけのつもりでの対応でも、父親として癒しを伴う充実感もあり、子どもの心身の成長に接することで細やかでも確かな幸福感を味わえる。父親の幸福の基礎である健康への認識が高まり、さらに収入増加を望みにくい将来に向けて、教育費と老後の生活費への貯蓄の余力をひねり出すにも、従来なら消費面として軽視されがちだった家計費のやりくりがより生産的に感じられるし、家族の幸福追求の経済的基盤に責任を負う夫として、家事に無関心のままでおれず、子どもにも関心と協力を求めざるをえないことも気づき、おろそかにできない貴重な任務だと悟って自らかかわる意義を理解できる。こんなことを気にしないでいいほど経済的に裕福な状態の夫は幸福に思えるが、家業等での家族の共同作業が経験しにくくなった現代の家庭では、消費面であつても家事労働での家族の共同作業が勤労意欲・責任感・技術・科学知識応用・充実感を経験できて、家族間の敬愛の念を深める精神的なコミュニケーションとしても貴重なはずである。大げさな取組をしてないつもりでも、家族の幸福追求にも結束して協力できるという態勢が得られるであろう。やはり過重労働に疲れ気味の日本の男性は、余暇の過ごし方として、健康な文化の伝承よりも、刹那的な退廃商

業主義のカモにされがちになり、藥物乱用に至らなくても、飲酒で心身の健康を損ねたりする。そのことの問題性を論じ尽くす余裕はないが、そのような所業に金を使つても気分転換されず欲求不満を一層つのらせ、エログロのビデオや映画や漫画に洗脳され過ぎれば、現実社会で善悪の区別もつなくなり、ついに性犯罪を犯す者まで出てしまう。このような悪趣味に耽つて理性の制御のゆるむ者は、性犯罪までは至らないまでも、セクハラ的な言動を素人の女性に浴びせてしまつたり、妻子の将来を不幸にする危険性も顧みずに浮気をしてしまつたりする。いずれも人間の尊厳を失つて善悪の区別もつかない欲情の奴隷であるから、平和の文化に反する無責任な行状である。妻子を不幸に陥れても心の痛まない冷血漢なら人間の誇りも失い、平和の文化へ方向転換ができなければ、人間らしい真の幸福に対する感得力も追求力もなく、自制不能な欲望の奴隷としてさまよい続ける生涯に終わるのであろう。

平和の文化に沿つた生き方は、退廃主義から自我と理性と責任感という人間性を回復する単純な営みに過ぎないのに、わが国のように退廃的商業主義が個人の精神を混乱させて家庭崩壊へ導くほどになれば、平和の文化の真価を発揮する成果も確認しやすく、家族を含む人間同士に信頼と尊敬と愛情が確認されて、幸福追求の基本条件がととのう方向へと導く。奇抜さや花やかさに乏しい平和の文化を目指す生活態度だが、そうでない生き方に比べて絶対的優位性を認識でき、しかも人類共通の福祉増進の大事業にもつながるから、誰に対してもお勧めのものである。

注

- (1) 一九七九年二月二十八日に国連総会が採決し、日本では一九八五年六月二十五日に批准し同年七月二十五日から発効した、「女子（年齢も結婚しているかも問わないのに外務省がこう訳した）に対するあらゆる形態の撤廃に関する条約」のことである。

- (2) 一九八四年に国籍法二条を父系主義から現行法とおりの阿系主義へ改正して、沖縄県の無国籍児問題も解消させた。

- (3) 保守系議員の圧力をうけて、一九九六年六月一八日の閣議における法務大臣発言で国会への提案が見送られた。
- (4) 最高裁一九九五年七月五日決定は、民法九〇〇条四号但書の非嫡出子の相続分を二分の一とする差別を合憲としたが、同事件控訴審の東京高裁一九九三年六月二三日決定が不当な差別として憲法違反だとしていた。
- (5) 最高裁一九九五年二月五日判決は、民法七三三条が女性だけに課す六カ月の再婚禁止期間も、出生子の父性混同防止のための合理的な差別として、合憲とした。
- (6) 大阪地裁二〇〇〇年七月三一日判決は、会社が採用区分の違いによって間接的に男女別の労務管理をしたことを憲法一四条違反の差別であるとしながら、原告らが採用された一九六〇年代の社会状況の下では違法といえないとして、過去の差別を是正することの方が法的安定性を欠くという奇妙な論理で、自ら違憲だと認めた状態を追認した。
- (7) 内縁子も非嫡出子として戸籍に「子」と記載して、長男とか長女と記載される嫡出子に比べて不当な差別だとして、東京都の武蔵野市長に国家賠償を訴求し、東京高裁一九九五年三月二二日判決では法律に基づく戸籍処理に賠償責任を負わせられなかったが、続柄記載の区別を違憲と判断した。一九九四年二月一五日自治省行政振興課長から各都道府県総務部長宛の通知によって、長男・長女の記載をしない運用も許されるようになっていた。
- (8) 二〇〇〇年五月二四日法律第八二号「児童虐待の防止に関する法律」のこと。
- (9) これを本稿の五節でも少々紹介するが、二〇〇〇年七月一日の晩に沖縄県女性総合センター大ホールにおいて、沖縄平和の創造委員会の主催で、「平和の文化国際年」を考える講演と音楽の夕べ」が開催され、日本での平和の文化をきづく会代表委員をしておられる立正大学の藤田秀夫教授にやっていた、「平和の文化国際年と沖縄」という題の講演を、筆者も司会役として拝聴でき、同会編の「暴力の文化から平和の文化へ 二一世紀への国連・ユネスコ提言」という表題のブックレットも入手して、筆者も目から鱗が落ちる思いで初めて内容を勉強できて、日頃筆者が講じている「家族関係法論」にこの思想を取り入れたいと考えて、本稿を執筆したいという衝動にもかられることになった。
- (10) 最高裁一九八一年三月二四日判決は、「……、女子従業員の職務は相当広範囲にわたっていて、従業員の努力と上告会社
の活用策いかんによっては貢献度を上げうる職種が数多く含まれており、女子従業員個人の能力等の評価を離れて、そ

の全体を上告会社に対する貢献度が上がらない従業員と断定する根拠はないこと、しかも、女子従業員について労働の質量が上がらないのに実質賃金が上昇するという不均衡が生じていると認めるべき根拠はないこと、少なくとも六〇歳前後までは、男女とも通常の職務であれば企業経営上要求される職務執行能力に欠けるところはなく、各個人の労働能力の差異に応じた取扱がなされるのは格別、一律に従業員として不適格とみて企業外へ排除するまでの理由はないことなど、上告会社の企業経営上の観点から定年年齢において女子を差別しなければならぬ合理的理由は認められない旨認定判断したものであり、右認定判断は、原判決示の証拠関係及びその説示に照らし、正当として是認することができる。」と判示して、もっぱら女性だけ男性従業員より五年早い五五歳定年は、憲法一四条一項と民法九〇条の公序良俗に違反するとした。

(11) 朝日新聞の二〇〇〇年六月二六日くらし編集部「女性と年金——離婚すると給付不利」によると、「ドイツでは七七年の制度改正で（離婚するときも——筆者追加）夫婦の年金を合算して二区分する方式を導入した」とあり、ドイツ法は主婦の離婚後の生活水準も公平になるよう扶養調整を徹底しているようである。同記事によると、これまでこの問題をほとんど議論してこなかった日本でも、「元会社員の夫と専業主婦の妻の離婚ケース。夫は厚生年金や厚生年金基金など月約四十五万円を支給され、妻には四万円足らずの国民年金しかなかったのが、裁判所は夫と妻の年金の差額の約四割にあたる約十六万円を、妻が生きている限り払うよう命じた。」とあり、日本も判例においては、離婚の後の妻にも年金の公平な調整を求める権利のあることが認められた。

(12) 外務省訳による「児童（乳幼児から一八才までの子どもよりも、通常は小学生を意味するが）の権利に関する条約」一二条に、「1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。2 このため、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続きにおいて、国内法の手続き規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。」同条約一四条は、「1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。2 締約国は、児童

が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であつて公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なものを課することができる。

同条約五条には、「締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。」とあり、一二条が子ども本人に関する事項の自己決定権への能力養成を目指して締約国から父母などが支援することとし、一四条が子どもの自己決定力の要因になる思想や良心の自由のため父母などが適切な指示をする権利と義務を守ることであり、五条にもこれらの子どもの権利の行使に当たつて父母などの適切な指示や指導をする責任等を果たさせるように、締約国も尊重することがうたわれていて、単に「子どもが無意味な内容でも意見表明さえできるようなつておれば放置していい」というものでもなく、子どもが主体性を発揮できるように人格形成を確実に保障していかなければならないのである。

ノーベル平和賞の受賞者たちが国連が決議し提唱する平和の文化の運動をわかりやすい言葉で表現して、世界中の一人ひとりが日常生活において平和の文化の国際的運動に参加するように訴えた。

(13)